

2015年6月議会速報要録

6月議会でおさべ県議は一般質問に立ち、安全保障関連法案、改正労働者派遣法案、高齢者の移住促進、総合教育会議、介護保険制度改正、子ども・子育て支援制度、原発問題、TPPについて28項目について質問しました。以下にその全項目の要録を記載します。なお、おさべ議員は常任委員会では総務委員会に、特別委員会では新農業戦略対策特別委員会に所属することになりました。

1、知事の政治姿勢について

安全保障関連法案について

おさべ；自民党推薦の学者も含め、多くの憲法学者等が憲法違反として反対している安全保障関連法案についてどのように考えるか。

知事；地方自治体は十分の情報を有していない。憲法解釈を含む法案の是非については、責任を持って判断できかねる。新潟県知事としての見解の表明は、控えさせていただく。



おさべ；法案が憲法に違反しているかどうかを問うているときに、政権与党による「学者の言うとおりにして平和が守れるか」、「学者は憲法の条文の字面に拘泥している」との認識は立憲主義の否定、軽視と言わざるを得ないと考えるが。

知事；上に同じ

おさべ；憲法違反という法案の根本にかかわる問題で、憲法学者3人全てに憲法違反を指摘されたのに加え、政府自公の反論も砂川事件判決を持ち出すなど、全く説得力を持たず、世論調査も「今国会で成立必要ない」が6割を占め、国民に納得のいく説明もなく、国民的議論のない中、強行採決は言語道断であり、当然に法案は撤回され、廃案にされるべきと考えるが。

知事；法案の是非については、新潟県知事としての見解の表明は、控えさせていただく。法案について、国会の場で国民的議論が行われるべきものであり、延長された国会の中で、十分な説明と、国民の理解が深まるよう議論されるべきものとする。

労働者派遣法改正案について

おさべ；政府は、派遣労働者を正社員化する法案というが、むしろ不安定な派遣労働を拡大する法案であり、「一生派遣の合法化」であると考えているが、この改正法案について所見を伺う。

知事；改正案では、企業の派遣労働者の受入期間などが緩和されるので、議員ご指摘の懸念があると認識している。国会で、労働者の保護や雇用慣行のあり方にも十分配慮した審議が尽くされた上で、制度設計が進められるべきものであると考える。

おさべ；改正法案が成立し施行されれば、正規労働者が増える以上に非正規労働者が増え、経済格差が益々拡大し、雇用や経済の面だけでなく、結婚、少子化問題など様々な面で影響を及ぼすと考えているが、どのような影響が考えられるのか。また非正規雇用から正規雇用への転換を進める施策が必要と考えるが。



知事；法改正の影響については、その時の社会情勢の変化など、考慮すべき要素が様々あり、一概に答えることは困難である。正規を希望しながらやむを得ず非正規雇用についている人がいることから、議員指摘のとおり、非正規から正規雇用への転換を進める施策は必要と考えている。

産業労働観光部長；改正により想定しうる影響の具体的な例示で、仮に、非正規雇用が増えた場合には、男性の婚姻率で、正規雇用との間で大きな差が認められることから、少子化が進む要因の一つになると考えられる。一方で、人口減で人手不足感もあるため、企業において正規雇用化が促進され、雇用が安定し、「経済的ゆとり」につながり、子育て環境が準備できることも考えられる。

県における正規雇用への転換施策について、ジョブカフェによる就職支援や職業訓練の実施のほか、本年 6 月に経済団体に対し、正規雇用労働者の処遇改善や正規雇用化の促進について要請を行ったところだ。

東京圏の高齢者の地方への移住促進について

おさべ；「日本創生会議」は、東京圏の高齢者の地方への移住を提言し、政府も、受け入れ拠点のモデル事業を始めるとし、東京一極集中を解消する一つの方策として高齢者の移住促進をあげている。「現代版姥捨て山構想だ」という声も聞くが、この高齢者の移住促進について、所見を伺う。

知事；健康的でアクティブなシニア世代の地方への移住は、消費の拡大など地域経済活動

の活性化が期待できる一方、将来的に医療・介護需要の増大によるサービス提供資源の課題を解決する必要がある。県として、国のCCRC構想の検討も視野に入れつつ、地域の活性化につながるシニア層の地方移住の方策について、検討を進めてまいる。

総合教育会議開催について

おさべ；新たな教育委員会制度の中で総合教育会議が開かれたが、政治的中立性や継続性・安定性に影響が出るのが懸念される。総合教育会議開催に際して、政治的中立性などの確保のために、知事はどのような心構えで対応しているのか。

知事；総合教育会議は、本県教育の課題や目指す姿について、教育委員会と幅広い意見交換を行う場として設置したものである。この会議を活用して、より一層の意思疎通を図ってまいるが、基本的には、これまでどおり教育委員会の判断を尊重してまいりたい。

介護保険制度改正について

おさべ；制度の改正で、本年4月から、軽度者に提供されてきた訪問介護と通所介護サービスが給付から市町村事業へと段階的に移行が進められている中、軽度者支援の低下が懸念されるが県の認識について伺うとともに、移行に際して要支援者の意向と選択及び主体性が尊重されるための措置について、市町村等にどう指導、対応していくのか。

福祉保健部長；今回の改正は、介護需要の増大し、介護人材がひっ迫する中、地域の力を取り込み、地域全体で介護を支え、持続可能性を高めることが目的と認識している。サービスの利用について、「基本チェックリスト」で状況を判断し、迅速なサービス利用へつなげることを基本としているが、利用者の希望で、従来どおり要介護認定の申請手続きを行うこととされている。県として、事業の移行が円滑に行われ、必要なサービスが適切に提供されるよう、先行事例の情報提供を含め、必要な助言を行ってまいりたい。

おさべ；2015年介護報酬改定により大幅な介護報酬の引き下げが適用され、介護労働者の処遇低下や介護サービスの質と量の低下が危惧されるが、県の認識を伺う。また、介護労働者の安定的な確保は重要であり、そのためにも、全ての介護事業者に介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算等の届出・請求を促す等、強い指導が必要と考えるが、これらも含め、介護労働者の処遇改善と人材確保のために、介護事業者等にどう対応していくのか。

福祉保健部長；今回の改定では、介護職員の処遇改善加算等の拡充により、介護報酬の増額も手当されているが、議員指摘のとおり処遇低下等の懸念もある。県として、介護従事者を安定的に確保していくため、介護人材確保対策会議を開催して、より効果的な取り組みを検討し、介護人材のマッチングなどを一層推進するとともに、県内事業者の状況を十

分見極め、介護報酬の引き下げによる影響が大きい等の場合には、国への要望等も実施してまいりたい。

保育人材の確保について

おさべ；子ども・子育て支援新制度では、保育の量的拡充と質の改善が図られており、そのためには、保育士の処遇改善と人材確保が重要と考えるが、県の施策について伺う。また、保育人材の確保に向け、潜在保育士の掘り起こしやマッチング機能について、更なる強化が必要と考えるが。

福祉保健部長；保育の質と量の充実のため、保育士の処遇改善や保育人材の確保は重要であり、県として、保育士の処遇改善のため、給与改善の費用を市町村に対し負担するほか、資質向上のための研修などを実施している。

また、保育人材の確保に向け、研修会の実施等により潜在保育士の掘り起こしに努めており、保育人材のマッチングについても、新潟県社会福祉協議会に委託している福祉人材センターで行っている。今後も、保育人材の確保に向け、取り組みを強化してまいる。

2、原発問題について

高浜原発運転差し止め仮処分決定について

おさべ；福井地裁が関西電力高浜原発 3、4 号機について、規制基準に適合したからと言って安全ではないとして運転してはならないとする仮処分を決定した。原子力規制委員会の新規制基準の合理性と信頼性に疑義を呈した点は極めて重要と考えるが、この点も含め、この決定について所見は。

知事；高浜原発に関する仮処分申し立て事件の具体的判断については、新潟県知事としての所見を述べることは控えさせて頂く。なお、福島原発事故の検証・総括がないまま策定された規制基準では安全確保はできない。原子力規制委員会は、新規制基準には問題があるとの指摘を踏まえ、地域の安全を如何に確保するかという組織の本来の目的を果たして、実効性のある対策をすみやかに構築して頂きたい。

おさべ；高浜原発を運転してはならないとする仮処分においては、10 年足らずの間に 4 ヶ所の原子力発電所に 5 回も「基準値振動」を超える地震が来たとして、高浜原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見いだせないとしていること。また、これまでの過去の地震の平均像を基に、基準値振動を策定することに合理性は見出し難い、としていることについて所見を伺う。

知事；高浜原発に関する仮処分の具体的判断については、新潟県知事としての所見を述べ

ることは差し控える。

おさべ；同仮処分においては、1 基準値振動の策定基準の見直し、2 外部電源等の耐震性強化、3 使用済み核燃料を堅固な施設で囲む、4 使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性強化の必要性を挙げ、4 点が実施されない限り脆弱性は解消しないと指摘しているが、柏崎刈羽原発に当てはめた場合、その安全性についてどのように考えているか。

知事；議員指摘の技術的要素については、まずは専門家で構成された県の技術委員会で判断して頂く必要があると考えている。

全国の電力需給について

おさべ；全原発の停止後、一時期稼働された大飯原発の分を差し引いても、これまでの 3 年間、原発の稼働無しでも電力は足りていたと考えるが、所見は。

知事；県は、全国の電力需給の詳細を把握できないので、新潟県知事として責任を持ったコメントはいたしかねる。

2030 年度の電源構成案について

おさべ；経産相が示した 2030 年度における電源構成案では、原発の割合を 20～22%、再生可能エネルギーの割合を 22～24%としている。原発については、老朽原発の運転延長を前提としており、国民の期待に応えていないと考える。再生可能エネルギーについては、一層の普及を通じて発電コストを下げしていく余地があり、また、再生可能エネルギーを軸にしたエネルギー産業への参入を考える企業等も増えていると聞く。この電源構成案について知事の考えはどうか。

知事；福島原発事故の検証・総括が行われていない中で、今後の政策の方向性を決めたとしても、政策精度が低くなると考えている。将来の電源構成は、電源の多様化が重要であると認識しているが、可採資源量や調達先のカントリーリスク、安価な石炭エネルギーのクリーン化、供給に係るコストや安定性、世界人口、経済環境等、時間とともに変化する様々な要素の中で決まることであると考えている。なお、県内においても、再生可能エネルギー産業に参入する企業は増加しているものと認識している。

I A E A 「福島原発事故」最終報告書案について

おさべ；I A E A の最終報告書案は「東電などは自然災害などに対して評価し直すことがなく、規制当局も見直しや改善を求めなかった。」「東電は東日本大震災とほぼ同等の津波の試算をしたが措置しなかった。」「定期的な安全性の評価や災害の再想定、過酷事故への

対応基準や指針が、国際的な慣行などに沿っていなかった」などとして、安全文化や組織体制、過酷事故対策などを厳しく批判しているとのことであるが、この報告書案について知事の考えは。

知事；報道されている範囲でしか内容を把握していないが、津波対策やシビアアクシデント対策、複合災害への対応についての東電や規制当局の認識の甘さが痛烈に批判されていると承知している。基本的には、従来から申し上げている私の指摘と同様のことが含まれているものと感じており、政府、事業者、規制当局には、責任の所在を含め、事故の検証・総括に真摯に取り組んでいただきたいと考えている。

おさべ；報道で見る限り、IAEAの報告書案は津波による電源喪失を前提にしていると考えますが、このことについて知事の考えは。

知事；正式な報告書が公開されたら、県の技術委員会で確認して頂きたいと考えている。なお、電源喪失の原因が、津波なのか、地震なのかは福島原発事故の本質ではない。本質は、「冷やす」ことに失敗したため、自動的に「閉じ込め」にも失敗し、環境中に放射能を大量に放出したことである。

おさべ；IAEAの報告書案では、「子どもの甲状腺被ばく線量については、低く、甲状腺がんの増加は考えにくい。胎児などに被ばくの影響は見られず、被ばく線量が低いため、今後も影響はないと予想される」断じており違和感があるが、知事はどう考えているのか。
知事；チェルノブイリ事故の経験からも、今後の影響を判断するには、さらなる調査結果の蓄積が必要と考えている。

福祉保健部長；報告書案は非公開とされているため、報道の範囲でしか内容を把握していないが、福島県の甲状腺検査評価部会では、がんの罹患統計などから推定される有病数に比べ甲状腺がんが数十倍多いという評価がなされている。

おさべ；環境団体によれば、報告書案では、「福島第一原発から放出されている放射性物質の総量についての理解は未だ不完全である。」としているにもかかわらず、「健康影響が出ることは予想していない」としている。また、陸域の放射能汚染規模等についても十分に評価することなく、生物相への影響についても否定している。これらは、希望的観測による予測であり、安全側立った判断ではないと考えるが、どうか。

知事；報告書案は非公開とされているため、報道の範囲でしか内容を把握していない。議員指摘の内容は承知していないので、言及は差し控える。

避難計画について

おさべ；報道によれば、東京電力の姉川常務は、1月の住民説明会で「避難計画が不十分だ

と自治体の方が思われる段階では、再稼働はできない」といったことについて、6月の柏崎市議会の全員協議会で、「自治体が策定する計画が不十分な内容になることはあり得ない」との認識を示したとある。避難計画が十分かどうかは何処でどのように判断すると考えればよいのか伺う。策定した市町村であるとしたら荷が重すぎると思うが、それでよいと考えているのか。また、県としてそこにどのように関わっていくのか。

知事；避難計画は、原子力災害対策指針等に基づき、自治体で作成するものであり、現時点では、避難計画が十分かどうかを判断するのは事実上、自治体であると考えている。一方、法制度や、組織体制、財源措置等国レベルで解決が必要な課題があり、これらの解決なくしては、被ばくを避け得る避難計画はできない。県として、広域専門行政の観点から自治体が策定する避難計画の妥当性を確認するとともに、引き続き、課題解決に向け、国に対し必要な要請を行ってまいらる。

おさべ；内閣府は「国が関与し、県をサポートする形で避難計画の策定を進めたい」としており、県の担当課も「国レベルで解決が必要な問題もある。現行制度化で対応できることを内閣府と一緒に解決したい」としているが、避難計画についての件による原子力規制委員会への要望事項が実現しない限り、県が考える実効性ある避難計画は困難であり、そのことによる再稼働は当然に考えられないと思うが、どう考えるか。

知事；原発は運転していようと停止していようと事故のリスクがあり、避難計画の整備が必要である。一方、国レベルで解決が必要な課題があり、これらの解決なくしては、避難計画はできない。なお、福島原発事故の検証・総括がなければ、手続きを含めて再稼働の議論はしない。

おさべ；県は市町村が避難計画を作るための広域避難などの指針を示すことになり、法整備など課題解決策について再三に要望してきているが、これらが満たされない中で作られる避難計画は当然に不十分な内容であると考え。したがって、東電の姉川常務の言うように「自治体が策定する計画が不十分な内容になることはあり得ない」ということには必ずしもならないと考えるが。

知事；今ほど答えたとおり、避難計画が十分かどうかを判断する以前に、法制度や、組織体制財源措置等国レベルで解決が必要な課題があり、これらの解決なくしては実効性のある避難計画はできないと考えている。

原子力災害対策指針の改定について

おさべ；原子力規制委員会は、原発事故時の住民避難の基本方針を定めた原子力災害対策指針を改定した。SPEEDIの活用や、半径30キロ圏外の事故後の避難など、本県の要望が取り入れられず、知事も記者会見で「全く理解できない」と批判している。改めて、

原子力災害対策指針改定について、知事の所見を伺う。

知事；今まで、避難を判断する際のSPEEDIの活用などについて、原子力規制委員会に対して意見や質問書を提出しているが、県民に説明できる回答をもらっていない。規制委員会の関係者は、丁寧に理解を求めていきたいとコメントいるようなので、是非そのように対応して頂きたい。

3、TPPについて

秘密交渉について

おさべ；TPPは秘密交渉であり、知事は「十分な説明がなされた上で、国内措置をどうするかも含めた国民的な議論が必要である」と国に要望しても、もともと不可能なことを要望していることになると思うが、知事はどのような認識で国に要望してきているのか。知事；これまでも早く秘密交渉を解除してほしいとの趣旨で要望してきた。今後、いずれかの段階で解除されることになるので、その際、国内措置を含め、十分な議論がなされることが重要であると考えている。

おさべ；TPPへの参加による効果や影響が国民生活に直結するにもかかわらず、秘密交渉を前提とするTPPについて、知事はどのように考えているのか。

知事；解除される際、国内措置を含め、十分な議論がなされることが重要であると考えている。

主食用米輸入量5万トン増の受入について

おさべ；日本は米国産の主食用米輸入量の5万トン増の受入を提案していることなどが報道されているが、仮にこれが事実であった場合、知事は当然TPP参加そのものに反対していくものと考えている。

知事；食料安全保障や地域社会、文化などを守る観点から、主食であるコメは関税撤廃の対象から除外すべきである。政府には、断固たる姿勢で交渉に臨んでほしい。仮に、このことが実現されない場合には、交渉過程で撤退すべきと考えている。

ISD条項について

おさべ；ISD条項は、その国の国内法に関係なく、投資家企業の利益が損なわれたかどうかのみ判断されると言われている。各国とも他国の企業から訴えられるのを心配して、本来必要の規制を行うことをためらうのではないかと懸念していると聞く。こ

のような I S D 条項を T P P において受け入れるべきではないと考えるが。

知事；わが国企業の外国における投資の保護は必要と考えているが、議員指摘の懸念のほか、メリットや必要性などについて、国から十分な説明がない現時点では判断することは困難である。

知事政策局長；現在、世界各国が締結している F T A など、投資関連協定の大多数がこの規定を設けており、日本がこれまで締結した E P A や投資協定においても、フィリピン以外は、この条項が設けられているところである。

なお、本年 5 月、国会の調査会において、他国の企業から訴えられるのを心配して、本来必要な規制を行うことをためらうのではないかという懸念が、T P P 参加各国からも表明されたことを踏まえ、保健、安全及び環境保護を含む公共の利益を保護する政府権限の留保が条文上明記されたと、政府から説明があつてところだ。

T P P への懸念について

おさべ；N A F T A において、メキシコでは、食料用トウモロコシが関税ゼロとなり、農業雇用の喪失や食料自給率の下落を招き、カナダでは、米国企業が大挙して小麦集配工場等を建設し、農協等を傘下において農業を支配するようになったと聞く。韓国では、米韓 F T A 発効後 1 年で養豚業者の 7 割が廃業し、国内法が米国の制度にならって変えられ、遺伝子組み換え食品の受入、株式会社経営の病院参入、米国産牛肉の輸入条件の緩和などがなされたと聞く。T P P により、日本でもそのようなことにならないか懸念されるが、知事はどのように考えているのか。

知事；議員指摘の懸念については、どのような交渉がなされているのか、政府から十分な説明がなされていない現時点では、判断することは困難だ。ただし、仮に、交渉の内容が国益に反することが明らかになった場合には、交渉から撤退する、または批准しないなどの対応をとるべきと考えている。